平成２１年（フ）第２１４４号
広島県廿日市市佐方本町６番24号
債務者　高野　早苗
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２３９号
広島県東広島市西条朝日町２番31号
債務者　白島　正三
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２４０号
広島県東広島市西条朝日町２番31号
債務者　白島　則江
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１２号
広島市南区似島町字家下428番地
債務者　池田絵里子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２１号
広島市西区楠木町１丁目９番11―508号
債務者　高垣　妙子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３０号
広島市東区牛田東１丁目６番３―304号
債務者　河野　一美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４２号
広島市西区観音新町３丁目10番26―501号
債務者　八代　年子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９号
広島市西区井口１丁目12番26号
債務者　松原　敏一
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２２号
広島市安佐北区あさひが丘５丁目10番２―403号
債務者　望月　重雄
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９２号
広島市安佐北区白木町大字秋山368番地16
債務者　米澤　貴子（旧姓谷本）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９号
香川県丸亀市土器町東７丁目684番地　蓬莱マンション705号
債務者　小林富美子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第２６１４号
福岡市早良区田村２丁目６番７―205号、旧住所福岡市早良区田村２丁目12番35号
債務者　中鳥　幸夫
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７２０号
福岡市城南区友丘３丁目１番16号
債務者　阿部　裕一
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７９９号
福岡市中央区荒戸１丁目２番２―203号
債務者　山方　孝二
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８２２号
福岡市早良区田村２丁目６番７―205号、旧住所福岡市早良区田村２丁目12番35号
債務者　中鳥由美子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３２５号
福岡県太宰府市朱雀３丁目７番２号
債務者　菊武美根子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３７２号
福岡県飯塚市西町７番28号セゾン花水木Ｂ―102
債務者　原田　千秋
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４２４号
福岡市南区曰佐２丁目11番８号
債務者　平屋　一真
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部